

短期入所生活介護

いなぎ正吉苑

料金表

1・基本料金

併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(1割)	長期利用者減算(31日~60日)	長期利用者減算(61日以降)
要介護1	603	6,530	653	573	573
要介護2	672	7,277	728	642	642
要介護3	745	8,068	807	715	715
要介護4	815	8,826	883	785	785
要介護5	884	9,573	958	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の資産の状況	居住費		食費
	下記以外の方			多床室		
段階4	下記以外の方			1,230	1,650	
段階1	生活保護受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	0	300	
	老年福祉年金受給者					
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390	
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650	
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360	

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。  
※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3. その他の加  
<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(1割)
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	14
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	24
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	20
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	7
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	13
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	5
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	86	9
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	109
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	11
○ 夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+13	140	14
夜間職員配置加算(Ⅲ)	Ⅰの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+15	162	17

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度	+64	693	70
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合	+50	541	55
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	217
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	130
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	200
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	9
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	61
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,602	461
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡回を行っている、主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	628	63
緊急短期入所受入加算	居室サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	974	98

<新 介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

2/1/2025 現在

事業所名 いなぎ正吉苑短期入所生活介護  
説明者 氏名

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏 名

統 柄

短期入所生活介護

いなぎ正吉苑

料金表 (2割負担額)

1・基本料金

併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(2割)	長期利用者減算(31日~60日)	長期利用者減算(61日以降)
要介護1	603	6,530	1,306	573	573
要介護2	672	7,277	1,456	642	642
要介護3	745	8,068	1,614	715	715
要介護4	815	8,826	1,766	785	785
要介護5	884	9,573	1,915	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	居住費	食費
				多床室	
段階4	下記以外の方			1,230	1,650
段階1	生活保護受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	0	300
		老年福祉年金受給者			
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。  
※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3. その他の加  
<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	28
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	48
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	39
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	13
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	26
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	9
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	86	18
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	217
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	22
○ 夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+13	140	28
夜間職員配置加算(Ⅲ)	Ⅰの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+15	162	33

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度	+64	693	139
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合	+50	541	109
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	434
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	260
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	399
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	18
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	122
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,602	921
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡回を行っている、主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	628	126
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	974	195

<新 介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

2/1/2025 現在

事業所名 いなぎ正吉苑短期入所生活介護

説明者

氏名

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏 名

統 柄

短期入所生活介護

料金表 (3割負担額)

いなぎ正吉苑

1・基本料金

併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(3割)	長期利用者減算(31日~60日)	長期利用者減算(61日以降)
要介護1	603	6,530	1,959	573	573
要介護2	672	7,277	2,184	642	642
要介護3	745	8,068	2,421	715	715
要介護4	815	8,826	2,648	785	785
要介護5	884	9,573	2,872	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の資産の状況	居住費	食費
	下記以外の方			多床室	
段階4	下記以外の方			1,230	1,650
段階1	生活保護受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	0	300
		老年福祉年金受給者			
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。  
※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3. その他の加  
<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(3割)
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	42
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	72
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	59
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	20
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	39
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	13
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	86	26
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	325
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	33
○ 夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+13	140	42
夜間職員配置加算(Ⅲ)	Ⅰの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+15	162	49

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度	+64	693	208
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合	+50	541	163
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	650
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	390
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	598
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	26
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	182
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,602	1,381
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡回を行っている、主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	628	189
緊急短期入所受入加算	居室サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	974	293

<新 介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

2/1/2025 現在

事業所名 いなぎ正吉苑短期入所生活介護

説明者

氏名

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏 名

統 柄

短期入所生活介護

いなぎ正吉苑

料金表

1・基本料金

併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(1割)	長期利用者減算(31日~60日)	長期利用者減算(61日以降)
要介護1	603	6,530	653	573	573
要介護2	672	7,277	728	642	642
要介護3	745	8,068	807	715	715
要介護4	815	8,826	883	785	785
要介護5	884	9,573	958	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の資産の状況	居住費	食費
				多床室	
段階4	下記以外の方			1,230	1,650
段階1	生活保護受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	0	300
		老年福祉年金受給者			
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3. その他の加算

<体制加算>

単位 円/日

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(1割)
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	14
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	24
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	20
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	7
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	13
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	5
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	86	9
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	109
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	11
○ 夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+13	140	14
夜間職員配置加算(Ⅲ)	Ⅰの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+15	162	17

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度	+64	693	70
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関・担当CMに情報提供した場合。	+50	541	55
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	217
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	130
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	200
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	9
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	61
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,602	461
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡視を行っている。主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	628	63
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	974	98

<新 介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

短期入所生活介護

料金表 (2割負担額)

いなぎ正吉苑

1・基本料金  
併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(2割)	長期利用者減算(31日~60日)	長期利用者減算(61日以降)
要介護1	603	6,530	1,306	573	573
要介護2	672	7,277	1,456	642	642
要介護3	745	8,068	1,614	715	715
要介護4	815	8,826	1,766	785	785
要介護5	884	9,573	1,915	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	居住費	食費
				多床室	
段階4	下記以外の方			1,230	1,650
段階1	生活保護受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	0	300
	老年福祉年金受給者				
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別に する配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3. その他の加

<体制加算>

単位 円/日

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を 実施している	+13	140	28
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、 勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	48
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	39
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上 もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	13
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	26
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	9
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	86	18
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担 軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの 導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提 供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	217
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	22
夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜間職員が基準より1名以上多い配置	+13	140	28
夜間職員配置加算(Ⅲ)	Iの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の 登録を受けている事	+15	162	33

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度 月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実 施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合	+64	693	139
口腔連携強化加算		+50	541	109
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	434
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	260
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	399
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	18
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問 した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓 練を行う場合	+56	606	122
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,602	921
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員に よる定期的な巡視を行っている。主治医と連 絡がとれない場合には、予め協力医療機関と 対応に関する取り決めがある等	+58	628	126
緊急短期入所受入加算	居室サービス計画に無い短期入所生活介護を 行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	974	195

<新 介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

短期入所生活介護

料金表 (3割負担額)

いなぎ正吉苑

1・基本料金  
併設型短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(3割)	長期利用者減算(31日～60日)	長期利用者減算(61日以降)
要介護1	603	6,530	1,959	573	573
要介護2	672	7,277	2,184	642	642
要介護3	745	8,068	2,421	715	715
要介護4	815	8,826	2,648	785	785
要介護5	884	9,573	2,872	854	854

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	居住費	食費
				多床室	
段階4	下記以外の方			1,230	1,650
段階1	生活保護受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	0	300
	老年福祉年金受給者				
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別に する配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3. その他の加

<体制加算>

単位 円/日

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(3割)
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を 実施している	+13	140	42
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、 勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	72
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	59
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上 もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	20
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	39
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	13
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	86	26
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担 軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの 導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提 供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	325
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	33
○ 夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜間職員が基準より1名以上多い配置	+13	140	42
夜間職員配置加算(Ⅲ)	Iの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の 登録を受けている事	+15	162	49

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内で7日を限度 月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実 施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合	+64	693	208
口腔連携強化加算		+50	541	163
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	650
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	390
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	598
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	26
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問 した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓 練を行う場合	+56	606	182
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,602	1,381
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員に よる定期的な巡視を行っている。主治医と連 絡がとれない場合には、予め協力医療機関と 対応に関する取り決めがある等	+58	628	189
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を 行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	974	293

<新 介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

2025年2月1日 現在